

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	やまびこ総合支援センター
委 託 業 務 名	大津市立やまびこ総合支援センターの一部管理運営業務
委託業務場所	大津市馬場二丁目
概 要	・生活介護事業施設「さくらはうす」管理運営 ・多機能型事業施設「ひまわりはうす」管理運営 ・生活支援センター管理運営 ・医療支援業務
契 約 期 間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	341,143,000円
契約の相手方	〔所在地〕 野洲市北桜978番地の2 〔名 称〕 社会福祉法人 びわこ学園
契約相手方の選 定 理 由	やまびこ総合支援センターの事業のうち、障害福祉サービスや相談支援を実施する事業の運営については、知識、経験が豊富であり、かつ、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、相談支援員、生活支援員などの専門的な人材を有することが必要である。また、これまでに蓄積してきた利用者の状況を的確に把握し、個別に継続的な支援計画などに反映させることを必要としている。これら事業を一体的に請け負い、かつ、利用者への的確な支援を提供することで、複合施設であるセンターの運営を円滑に行うことができる社会福祉法人は他に無いことから随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。